

平成24年さぬき市議会第1回定例会議案

平成24年3月5日提出

市長提出議案

議案第47号 大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域行政組合
規約の一部変更について

議案第 4 7 号

大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域行政
組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係市と協議の上、大川広域行政組合の共同処理する事務を変更し、別紙のとおり大川広域行政組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

大川広域行政組合同規約の一部を変更する規約

大川広域行政組合同規約（昭和45年8月26日知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条第16号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第82条第1項の規定による報告徴収

エ 法第83条第1項の規定による立入検査等

第3条第16号中オの次に次のように加え、同号を同条第18号とする。

カ 法第83条の2第1項の規定による命令

第3条第15号の次に次の2号を加える。

(16) ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第46条第1項の規定による報告徴収

イ 法第47条第1項の規定による立入検査

ウ 法第47条の2第1項の規定による命令

(17) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第45条第1項の規定による報告徴収

イ 法第46条第1項の規定による立入検査等

ウ 法第46条の2第1項の規定による命令

別表中「

「

同条第7号、第8号及び第16号の負担金

同条第7号、第8号及び第16号から第18号までの負担金

」を

」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。